

中標津町飲食店新型コロナウイルス対策 経営基盤安定化給付金について

1. 目的

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中標津町内において他業種に先駆け営業へ大きな影響を受けている「スナックやバー」、「居酒屋」を対象とした給付金を支給します。

2. 給付対象者

次のいずれかの事業を行うものが対象となります。

- ・食品衛生法第52条の規定により許可を受けた中標津町内の飲食店営業施設であって、日本標準産業分類の細分類「7661 バー・キャバレー・ナイトクラブ」に該当する事業者。

- ・同細分類「7651 酒場・ビヤホール」のうち、「居酒屋」に該当する事業者。

※夜間のみ営業（午後5時以降に開店）するものに限り、日中に営業しているものは対象外です

※食堂・レストラン・各種専門料理店・喫茶店などは対象外です

3. 給付要件

次の要件のすべてを満たす必要があります。

(1) 基準日である令和2年4月23日時点で過去3ヵ月以上営業している（令和2年1月23日までに開業している）こと

(2) 売上高の50%以上の減少が認められること

※詳細は裏面のフローチャート④を参照ください

提出いただいた申告書及び関係書類に基づき中標津町商工会が審査を行い、要件を満たしていることを確認出来ましたら給付対象となります。

4. 給付額

1事業者につき10万円（定額）

※申請後、1週間程度での支給を予定しています

5. 申請期間・場所

- ・令和2年5月7日（木）～5月29日（金）まで

- ・中標津町商工会（中標津町東2条南2丁目1）

受付時間 10：00～15：00まで、土日祝日除く

6. 提出・持参書類

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書（第1号様式）

- ・暴力団排除誓約書（第2号様式）

- ・会計帳簿など、申告書に記載した期間の売上高が分かる書類

- ・保健所が発行する営業許可証の写し

- ・通帳、印鑑

7. 注意事項

- ・申請の際は、事前の電話予約（TEL0153-72-2720 中標津町商工会）へのご協力をお願いします。また、来訪の際は、マスクの着用をお願いします。

- ・風邪の症状が見られる方については、回復後の再訪をお願いすることがあります。

- ・この給付金は、現時点では課税収入（雑収入）となることが見込まれます。

8. 問い合わせ

- ・中標津町経済部経済振興課商工労働係（TEL0153-73-3111）

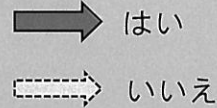
8：30～17：15まで、土日祝日除く

- ・中標津町商工会（TEL0153-72-2720）

8：45～17：30まで、土日祝日除く

給付金受給フローチャート

⇒給付対象となるか、下記に沿って
ご確認ください



①町内で営業している、食品衛生法第52条の規定により
許可を受けた飲食店営業施設に該当しますか？
※保健所が発行する営業許可証の写しが必要です

②日本標準産業分類における細分類「7661 バー・キャ
バレー・ナイトクラブ」か、「7651酒場・ビヤホー
ル」のうち「居酒屋」に該当しますか？

※夜間のみ営業をしているものに限り（17時以降開店）
※食堂・専門料理店・レストラン・喫茶店などは該当しません

③基準日の令和2年4月23日時点で過去3ヵ月以上営業し
ていますか？（令和2年1月23日までに開業していますか？）

④売上高減少の状況が、以下のどれかに該当しますか？
※会計帳簿などを参考に中標津町商工会が審査を行います

（1）業歴が1年1ヵ月以上の方
⇒最近1ヵ月の売上高が、前年（前々年同期）の
売上高と比較して50%以上減少していますか？

（2）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方
⇒最近1ヵ月の売上高が、
・過去3ヵ月間の平均売上高
・令和元年10月から12月までの平均売上高
・令和元年12月の売上高
上記の項目のどれかと比較して50%以上減少して
いますか？

給付要件に該当しません

給付要件に該当します。中標津町商工会へ別
添申告書を提出し、審査を受けてください。

令和 年 月 日

中標津町長 様

住 所
 商号又は名称
 代 表 者 名 ⑩
 携 帯 番 号
 (店舗営業時間 時 分～ 時 分)

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1ヵ月の売上高が50%以上減少していることを申告します。

記

	年月	金額
最近1ヵ月の売上高 (①)	令和2年 ____ 月	千円
☐ 業歴が1年1ヵ月以上の方 ⇒ 前年(前々年)同期の売上高をご記入ください。		
前年(前々年)同期の売上高 (②)	平成・令和 ____ 年 ____ 月	千円
☐ 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方 ⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から12月までの平均売上高をご記入ください。		
過去3ヵ月間の平均売上高 (③)		千円
最近1ヵ月の売上高	令和2年 ____ 月	千円
2ヵ月前の売上高	令和2年 ____ 月	千円
3ヵ月前の売上高	令和2年 ____ 月	千円
令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高 (④)		千円
令和元年12月の売上高 (⑤)		千円
令和元年11月の売上高		千円
令和元年10月の売上高		千円

いずれか一方にチェックしてください。

- (注) 1 業歴1年1ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して50%以上減少している方が対象となります。
- 2 確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。
- 3 後日、中標津町から根拠資料の提出をお願いする場合があります。予めご了承ください。
- 4 記載内容に虚偽がある場合、給付金を返金いただくことがあります。

【裏面にも記載項目があります】

< 給付金振込先 >

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	支店
フリガナ 口座名		
口座番号	普通 当座	

※以下、中標津町商工会記載事項

上記について 会計帳簿等 / 本人聴き取りにより 確認したことを証明する。

第 号

令和 年 月 日

中標津町商工会 会長 上原 芳昭 印

暴力団排除誓約書

私は、下記事項について誓約します。

また、中標津町が暴力団排除に必要な場合には、官公庁への照会を行うことについて承諾し、照会で確認された情報は、中標津町が行う中標津町飲食店新型コロナウイルス対策経営基盤安定化給付金（以下「給付金」という。）における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (3) 役員等が暴力団員等であると認められる者
 - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (6) (1) から (5) に該当する者のほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- 2 1の各号に掲げる者が、経営に実質的に関与していません。
- 3 上記に反する場合、給付金の返還等、中標津町が行う一切の措置について異議の申し立て、また、給付金の返還によって生じた損害の賠償請求も行いません。

令和 年 月 日

中標津町長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

